

議第62号

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例について

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年8月31日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

電気事業法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市道路占用料条例の一部を改正する条例

高山市道路占用料条例（昭和42年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（占用料の減免）</p> <p>第5条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公共的団体又は電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第8号</u>に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設置する架空の電線</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第11項</u>に規定するガス事業者が設置するガス管</p> <p>(12)・(13) (略)</p>	<p>（占用料の減免）</p> <p>第5条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公共的団体又は電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第17号</u>に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設置する架空の電線</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第12項</u>に規定するガス事業者が設置するガス管</p> <p>(12)・(13) (略)</p>

附 則

この条例中第5条第4号の改正は公布の日から、同条第11号の改正は平成29年4月1日から施行する。